○佐倉市総合計画審議会条例

資料１

昭和46年12月27日条例第54号

改正

昭和55年３月26日条例第15号

昭和58年３月16日条例第２号

平成12年３月28日条例第２号

平成21年６月30日条例第22号

平成25年10月１日横書き施行

（設置）

第１条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の４第３項の規定に基づき、本市に佐倉市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　審議会は、市長の諮問に応じ、佐倉市総合計画に関する事項について調査及び審議する。

（組織）

第３条　審議会は、次に掲げる者につき、市長が委嘱する委員10人以内で組織する。

(１)　学識経験を有する者　５人以内

(２)　市民　５人以内

（任期）

第４条　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第５条　審議会に、会長及び副会長を置く。

２　会長及び副会長は、委員の互選により定める。

３　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　審議会は、会長が招集する。

２　審議会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（庶務）

第７条　審議会の庶務は、規則で定める機関において処理する。

（補則）

第８条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は市長が定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和55年３月26日条例第15号）

この条例は、昭和55年４月１日から施行する。

附　則（昭和58年３月16日条例第２号）

この条例は、昭和58年４月１日から施行する。

附　則（平成12年３月28日条例第２号）

この条例は、平成12年４月１日から施行する。

附　則（平成21年６月30日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。